

鳥取県産業廃棄物処理施設審査専門委員会議（第2回）の質疑概要

【審査専門委員からの個別意見聴取の内容に係る質疑】

委員名	No	質問・コメント内容	申請者回答
遠藤委員	①	管理運営マニュアル等に明文化するという回答がいくつかあったが、明文化の際に、何のためにその取組や維持管理等を行うのかという理由を併せて明確に記載すること。事業期間が非常に長いので、将来的にわたって、その記憶を継承する意味で重要である。	ご指摘の通りであり、管理運営マニュアル等に、理由をしっかりと記載することとしたい。
	②	説明のあった遮水工の変更について、変更後の構造は、非常に施工がしやすく、施工管理が、圧倒的に楽になるのではないかと思う。漏水検知システムも水を持つ層であるベントナイト混合土と接していないので、誤作動が予防され、維持管理の方の負荷も軽減するのではないかなと思う。	－
山田座長	③	災害廃棄物は、一般廃棄物なので、（淀江の処分場には）あまり入ってこないと思うが、廃掃法上の特例により受入れの可能性はあると思う。災害廃棄物の受入れ対応については、今時点で、どのように考えているか。	災害廃棄物の取り扱いについて、現時点で決めておらず、この場での回答は難しい。
乾委員	⑤	山田座長の No4 スケール対策に係るやり取りについて、スケール発生が予見された時に、管の中をカメラで確認するとある。現況確認できることと、対応可能であることとは違うと思うが、作業性などは、きちんと確保されているという理解でよいのか。	スケール対策において一番ケアしなければいけないところはピットに結合する部分のスケールと考えている。それに関して、ピットの中に人が入れる構造であり、メンテナンスは可能と考えている。
	⑥	底部遮水工の構造変更について、遠藤委員と同様、変更後の構造の方が良いと思う。砕石置換とプレロードを行う箇所は、プレロードを除去した際に砕石層が出る（むき出しの状態になる）ことがあるか。もしあるなら、ベントナイト混合土を施工する際に留意が必要と思う。	砕石置換を行う部分の養生については、例えば真砂土を敷いたうえでベントナイト混合土を施工するといった配慮を考えながら施工する。

【米子市長及び利害関係者からの意見並びに意見に対する見解に係る質疑】

委員名	No	質問・コメント内容	申請者回答
遠藤委員	①	P9 の遮水工の見解について、3 重の遮水構造だから安全と書かれた内容は、そのとおりだと思うが、もう少し加えて、遮水シートのみに頼らず、長期耐久で劣化のないベントナイト混合土を入れたいということを強調して説明されてもよいのではないかと。 また、日本遮水工協会の計算式による耐久年数 50 年は、紫外線劣化に対するものだったと思うので、埋め立て処分された後は、さらに耐久年数が長くなると思うので、利害関係者に対し、理解を深めるうえで、もう少し親切に説明してもいいかなと思う。	－
	②	全体を通して、処分場というのが非常に劣悪な環境で、作業者がもう息絶え絶えにやるようイメージを持たれていると感じる意見が多かった。平成 10 年以降に整備された処分場は、そのようにイメージされている処分場とは大きくかけ離れていると思うので、機会があれば、利害関係者に近年整備された処分場の見学会などを、企画するというのも、理解醸成になるのではないかなと思う。	－

山田座長	③	(会議資料4-1について)一問一答形式になってしまうのは仕方ないと思うが、流れがわかりづらいように思う。最初に回答の概要のようなものを作って、一連の流れを説明すれば、もう少し回答が読みやすくなるような気がしたので、可能であれば、そういったものを作ってもよいのではないか。その方が我々も1つ1つ見て、何が足りていて、何が足りないのか審査しやすいように思う。	－
	④	発生ガスの項の見解に「ガス処理施設を設ける」と書いているが、処理というと、燃やすとか、吸着するというイメージになってしまう。最終処分場の場合は、ガス抜き施設、又は法律の用語である通気装置など、言葉遣いを改めたほうが良いと思った。	－
島田委員	⑤	水質に関して、申請者の見解自体に異論はないが、追加で意見を述べたい。 水質で多いと感じた意見の1つ目は、データなどの情報公開。個別のヒアリングでも情報公開の重要性については申し上げていたが、特に資料3の米子市長の意見の付帯にもあった「数値をできるだけわかりやすく示して欲しい」という意見については、例えば検出限界とか定量限界未満の数値の表し方などは、専門家や実際に測定をしている人には当たり前の内容であっても、住民に公開する際には、住民の立場に立ってわかりやすく説明を加えて情報公開をしてほしい。	ご指摘をしっかりと受けとめて、やっていきたい。 専門的な内容をかみ砕いて、分かりやすく情報公開することを考えていきたい。
	⑥	もう1つ多いと感じた意見は、PFASの問題。申請者の回答は問題はないと思うが、例えば資料4-1のP2の③、④、⑥への見解は「PFASについては、現在調査が行われている段階。」とされており、それはそのとおりだが、こういう懸念されている物質に対する方針や基準値が決まるまでにはかなりの時間がかかる。その中で、色々データや情報が錯綜している状況でもある。今後、埋め立ての期間中にいろいろ新しい知見が出て国や県の対策がとられるなど、情報が公開されていくと思う。そういう新しい情報を常に申請者も情報収集をしてもらい、もし廃棄物や埋立処分等に関する新たな知見や情報が出たら、そういった内容もぜひ情報公開の中に入れてうらえると、住民も安心すると思うので、お願いしたい。 またPFASの浄化については、浸出水は活性炭処理や、RO膜処理により浄化可能とあるが、PFASの浄化技術もいろいろな研究開発がなされて、新しい浄化技術が提案されてくると思う。そういった浄化技術に関する情報収集もしてもらい、住民からの質問、意見、懸念に対して、その時点の最新の正しい情報を提供できるようにしてもらい、適切にリスクコミュニケーションをとってもらうことを要望したい。	PFASに関する情報収集に努め、取り入れるべきものは取り入れていきたいと思うし、見解に記載した自主的な受入れ管理方法も様々な知見を踏まえながら、どの程度対応できるか追求していきたいと考えている。
ラン委員	⑦	騒音・振動への利害関係者の意見で、建設中の評価に関する意見があり、建設の際には周辺環境へ配慮した工事を行うという回答内容となっている。この見解について、もう少し詳しく、どのように周辺環境に配慮できる工事なのか、例えば、工事の順番や、防音壁が建てられること、状況に応じて防音シートされるなどが説明されるとよいと思う。	現時点では具体の工事方法などが決まってない状況だが、まずは周辺の住民等にご知らせとともに、騒音振動に対して、低減できるような対策、例えば低騒音型の重機の使用や、防音シート、防音の設置などで工事中についてもしっかりと配慮していきたい。